

令和 4 年度 鳥取県職員採用試験（言語聴覚士／作業療法士） 受 験 案 内

◆鳥取県総務部人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3 階
電話（0857）26-7034、7033
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、合格者発表日

受 付 期 間	令和 4 年 5 月 2 0 日（金） ～令和 4 年 6 月 1 7 日（金） ◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかの方法で申込を行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、6月17日（金）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日及び日曜日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試 験 日	令和 4 年 6 月 2 5 日（土） ※応募受付後、時刻、会場をお知らせします。
合 格 者 発 表 日	令和 4 年 7 月 1 日（金）（予定）

◆上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。試験に関して変更等がある場合は人事企画課ホームページでお知らせします。

○問合せ先電話番号 （0857）26-7034、7033

○人事企画課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、採用予定日、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	採用予定日	主な配属先
言語聴覚士	1 名程度	肢体不自由、精神発達遅延、聴覚障がい等に伴う言語発達遅滞児及び言語障がい児等の言語聴覚療法（外来、入院、在宅）、地域支援、指導等	令和 5 年 4 月 1 日（免許取得見込の場合は 5 月 3 1 日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定）	総合療育センター、療育園、福祉保健部、県立病院等
作業療法士	1 名程度	肢体不自由、運動発達遅滞児の作業療法（外来、入院、在宅）、地域におけるリハビリテーション（介護、老人保健事業等）の支援、指導等	令和 5 年 4 月 1 日（免許取得見込の場合は 5 月 3 1 日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定）	総合療育センター、療育園等

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢要件、資格・免許等

職種	年齢要件	必要な資格・免許等
言語聴覚士	昭和62年4月2日以降に生まれた人	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条に規定する言語聴覚士の免許を有する人又は令和4年度に実施される国家試験により同免許を取得する見込みの人
作業療法士	昭和62年4月2日以降に生まれた人	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条に規定する作業療法士の免許を有する人又は令和4年度に実施される国家試験により同免許を取得する見込みの人

※上記の必要な職務経験・資格・免許等の要件に該当しない場合は、最終合格者となっても採用されません。

(2) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
基礎能力試験	100点	職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験
適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
専門試験	200点	【記述式・・・3問 1時間30分】 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験 ※出題分野は別表のとおり
面接試験	500点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

＜別表＞専門試験出題分野

職種	出題分野
言語聴覚士	解剖学、生理学、言語学、音声学、聴覚障害学、言語発達学、言語発達、障害学、高次脳機能障害学、臨床心理学、リハビリテーション医学（地域リハビリテーション学を含む。）、発達心理学
作業療法士	解剖学、生理学、運動学（運動発達学を含む。）、発達障害学、高次脳機能障害学、臨床心理学、リハビリテーション医療（地域リハビリテーション学を含む。）、作業療法

5 合格者の決定方法

(1) 合格者

合格者は、基礎能力試験、専門試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。また、適性検査を受検しなかった場合も不合格とします。

試験の結果によっては、合格者がいない場合や、不測の事態を見込んで補欠合格を出す場合があります。

(2) 証明書等

合格者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、資格証明書等を提出していただく場合があります。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類を提出されない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	基礎能力試験、専門試験及び面接試験の得点、合計得点及び順位	合格者発表日から 1月間	鳥取県総務部人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、社員証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

鳥取県個人情報保護条例第12条第2項の規定により、受験者本人が病気等やむを得ない事情により開示請求をすることができない場合は、代理人による書面での開示請求が可能です。手続等の詳細については、鳥取県総務部人事企画課までお問合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、試験日当日に84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。**

8 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和5年4月1日を予定しています。（免許取得見込の場合は同年5月31日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定）

(2) 給与

ア 初任給（月額）

①言語聴覚士

大学（4年制）卒：188,700円～194,700円

短大・専門学校（3年制）卒：179,600円～184,700円

②作業療法士

大学（4年制）卒：194,700円

短大・専門学校（3年制）卒：184,700円

※給料は配属先により異なります

※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和4年4月1日現在。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

提出書類	申込書 1 部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。） 返送用封筒 1 通…受験票を郵便により返送するため、<u>84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形 3 号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。</u>
申込先	鳥取県総務部人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話(0857)26-7034、7033 〔持参により申し込む場合〕上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、<u>6月22日（水）までに到着しないときは、鳥取県総務部人事企画課までお問合せください。</u>

※身体障がい等により、車イスを使用されるなど、試験時に介助等が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （2）受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- （3）試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りしますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただきますので、携帯電話を時計として使用することは一切認めません。
- （4）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。
- （5）新型コロナウイルス感染症防止対策に御協力をお願いします。当日は、各自マスク（原則として無地のもの（製造者、販売者の表示は可））を着用してください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考>日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - （1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - （2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - （3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - （4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - （5）審査請求に対する裁決に関する事務
 - （6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。